

静岡市清水港海づり公園条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 15 日

静岡市長

難波 高 司

静岡市条例第 68 号

静岡市清水港海づり公園条例

(設置)

第1条 静岡市は、市民に安全で快適な海釣りの場を提供することにより、市民の健全な余暇の利用の充実を図るとともに、海と港に対する理解を深めるため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市清水港海づり公園	静岡市清水区興津中町地先

(海づり公園の構成)

第2条 静岡市清水港海づり公園（以下「海づり公園」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 栈橋
- (2) 前号の施設に附帯する施設

(事業)

第3条 海づり公園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 海釣りの知識及び海釣りの場の提供に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開園時間)

第4条 海づり公園の開園時間は、午前6時30分から午後6時30分まで（9月1日から翌年の4月30日までの期間にあっては、午前7時から午後5時まで）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

第5条 海づり公園の休園日は、平日（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）及び1月1日から1月

3日までの日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園することができる。

(棧橋の利用の許可)

第6条 海づり公園の施設のうち棧橋を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(棧橋の利用の不許可)

第7条 市長は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、棧橋の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 泥酔その他棧橋を安全に利用できない状態であると認めるとき。
- (3) 救命胴衣の着用を拒否したとき。
- (4) 棧橋の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付等)

第8条 棧橋の利用の許可を受けた者（以下「棧橋利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、棧橋利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(棧橋利用の許可の取消し)

第10条 市長は、棧橋利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、棧橋利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 棧橋利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 棧橋利用者が、第6条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が海づり公園の管理上その利用を不相当と認めるとき。

(入園の制限)

第11条 市長は、海づり公園の入園者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき、その他管理上支障があると認めるときは、海づり公園への入園を拒否し、又は退園

させることができる。

(供用の休止等)

第12条 市長は、海づり公園の補修その他管理上必要があると認めるときは、海づり公園の全部又は一部の供用を休止し、又は入園を制限することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 海づり公園の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第8条関係）

区分		使用料（1人につき）
基本使用料	15歳以上の者	1,000円
	7歳以上15歳未満の者	500円
延長使用料	15歳以上の者	1時間につき300円
	7歳以上15歳未満の者	1時間につき150円

備考

- 1 15歳である者であつて中学校の生徒であるもの及びこれに準ずるもの並びに6歳である者であつて小学校の児童であるもの及びこれに準ずるものは、7歳以上15歳未満の者の区分とする。
- 2 年齢が7歳未満の者に対しては、その者に係る使用料は、無料とする。
- 3 基本使用料は、栈橋に入場してから4時間を経過する時までの利用に係る料金をいう。
- 4 延長使用料は、基本使用料に係る利用時間を超える利用に係る料金をいう。
- 5 延長使用料の算定に当たって1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。